

転入されるみなさまへ

各種届出・制度等	届出に必要なもの	担当課
転入届	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書(マイナンバーカード又は住基カードでの転入の方は不要) ・届ける方の印鑑 ・届ける方の本人確認書類(免許証・パスポート・マイナンバーカード等) ・特別永住者証明書または在留カード(外国人の場合) ・同一世帯員以外の代理人が届け出る場合は委任状 ・マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード(お持ちの方全員の分) ・住基カード(お持ちの方) 	住民課 1階 2番窓口 0475-32-2115
印鑑登録	登録を希望される方はあらかじめ印鑑登録手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 (官公署が発行(写真貼付)したもの:運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・特別永住者証明書または在留カード(外国人の場合)など) ・登録する印鑑 ※本人以外が届出される場合は即日登録ができず、必要書類も異なります。あらかじめご連絡ください。	
国民健康保険	加入されている方及び今後加入の予定がある方はあらかじめ加入の手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・前住所地で交付された負担区分証明書等(70歳以上の方) 	
後期高齢者医療保険 (75歳以上の方 又は65歳以上の方 で障害認定により 後期に加入した方)	あらかじめ手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・前住所で交付された負担区分証明書等(県外から転入された方) 	
国民年金 (20歳以上60歳未 満の方)	住所変更の手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳 ・印鑑 	
年金受給者	※受給されている方は、「住所・支払機関変更届」のハガキを年金事務所へ郵送してください。	千葉年金事務所 茂原分室 〒297-8511 千葉県茂原市道表1 (茂原市役所) 0475-23-2530
原付バイク (125cc以下)	あらかじめ手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃車証明書 ・印鑑 	税務課 1階 3番窓口 0475-32-2113

各種届出・制度等	届出に必要なもの	担当課
ごみ集積所及びごみ収集カレンダー	・ごみ集積所の確認 ・ごみ収集カレンダーの配付	下水環境課
犬を飼っている方	・登録手続き	1階 5番窓口
公共下水道・生活排水処理施設利用者	公共下水道・生活排水処理施設利用の申請手続き	0475-32-2494
自治会加入	自治会加入を推奨しております。 詳しくはお問い合わせください。	総務課 2階 11番窓口
防災行政無線戸別受信機	・貸与の案内(貸与を受ける場合は印鑑、一部負担金)	0475-32-2111
公立の小中学校	・在学証明書(学校発行) ・教科書無償給付証明書(学校発行)	学校教育課 2階 12番窓口 0475-32-2117
学童保育所 (小学生)	利用を希望する方は、手続きが必要です。 利用に関する手続きについては、健康推進課まで お問い合わせください。	健康推進課 保健センター内 0475-32-6800
保育所	利用を希望する方は、手続きが必要です。 利用に関する手続きについては、健康推進課まで お問い合わせください。	
一時保育 (就学未満児)	保護者の都合で家庭で保育できないとき、児童を 一時的に保育所で預かります。 利用を希望する方は、下記まで電話で予約してください。 実施場所: 一松保育所 電話0475-32-1106	
病児保育(生後6か月から小学校3年生)	病気などで集団保育等が困難な児童を一時的に預かります。利用を希望する方は、健康推進課での利用登録が必要です。 実施場所: 酒井医院病児保育所ラッコッコ 〒299-4217 千葉県長生郡白子町北高根2389 電話0475-33-1188	
児童手当	あらためて手続きが必要です。 ・請求者の健康保険証・預金通帳 ・前住所地で発行された保護者の所得の確認できる証明書 ・印鑑 ・マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード	
児童扶養手当	住所変更の手続きが必要です。 ・児童扶養手当証書(交付されている方のみ) ・印鑑 ・住民票の写し(県内の町以外から転入の場合) 離婚等でひとり親家庭となり、新たに手当を申請する場合は、認定請求の手続きが必要です。	

各種届出・制度等	届出に必要なもの	担当課
子ども医療費助成 (高校3年生までの お子さんがいる方)	<p><中学校3年生まで> 受給券の交付申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康保険証 ・印鑑 ・前住所地等で発行された保護者の所得・課税証明書 <p><高校生> 償還払いのため、転入時の手続きは不要です。 医療費がかかったら、領収書等を添えて申請してください。</p>	健康推進課 保健センター内 0475-32-6800
検診	申し込みが必要です。(別表参照)	
予防接種	<p>予防接種の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 	
乳幼児健診	<p>健診の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・母子健康手帳別冊(1歳未満のお子さんがある方は乳児健診受診票の交換のため) 	
妊娠中の方	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳別冊(妊婦・乳児健診受診票の交換のため) 	
介護保険 (65歳以上の方又は40歳以上の方で前住所地で要介護認定を受けている方)	<p>あらためて手続きが必要です(転入先が住所地特例の施設の場合は手続き不要)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者証(要介護認定されている方) ・口座振替依頼書(口座振替を希望する場合) <p>※口座振替依頼書をお渡ししますので、金融機関へ直接提出してください。</p>	福祉課 介護保険係 福祉センター内 0475-32-6809
身体障害者手帳・療育手帳	<p>住所変更の手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳 ・印鑑 ・マイナンバー通知カード または マイナンバーカード 	福祉課 障がい者支援係 福祉センター内 0475-32-6810
精神保健福祉手帳	<p>住所変更の手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳 ・印鑑 ・マイナンバー通知カード または マイナンバーカード ・顔写真4cm×3cm(千葉県外または千葉市内からの転入の場合) <p>※千葉県外または千葉市内からの転入の場合は、新規申請が必要となります。</p>	
自立支援医療(精神通院)	<p>住所変更の手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証 ・健康保険証(受給者証対象者と同じ健康保険に加入されている方全員分) ・マイナンバー通知カード または マイナンバーカード ・住民税課税証明書 または 非課税証明書(受給者証対象者と同じ健康保険に加入されている方全員分) <p>※課税・非課税証明書は千葉県外からの転入の場合のみ必要です。</p>	

各種届出・制度等	届出に必要なもの	担当課
重度心身障がい者 (児)医療費助成	あらためて手続きが必要です。 ・手帳 ・印鑑 ・健康保険証(受給券対象者と同じ健康保険に加入されている方全員分) ・後期高齢者医療保険証(お持ちの方世帯全員分) ・ご本人名義の通帳 ・マイナンバー通知カード または マイナンバーカード ・住民税課税証明書 または 非課税証明書(受給券対象者と同じ健康保険に加入されている方全員分)	福祉課 障がい者支援係 福祉センター内 0475-32-6810
障がい者(児)福祉 手当	住所変更の手続きが必要です。 ・印鑑	
特別児童扶養手当	住所変更の手続きが必要です。 ・証書 ・印鑑	
上水道	・電話で開栓依頼	長生郡市広域市町村 圏組合水道部 0475-23-9491